

# 静岡県公立大学法人学外実習経費の納付等に関する規程

令和9年4月1日 規程第222号

## (目的)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人の授業料等に関する規則(平成19年規則第21号。以下「規則」という。)第9条の2に基づき、学外実習経費の納付方法及び必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における学外実習経費とは、規則別表の区分の欄に掲げるものとする。

## (納付方法等)

第3条 静岡県立大学(以下「大学」という。)の学外実習経費を納付する学年及び各学年における納付の額は、別表1のとおりとする。また、静岡県立大学短期大学部(以下「短大」という。)の学外実習経費の納付の額は、別表2のとおりとする。

2 規則第9条の2第1項に定める期間は、大学の場合は納付する学年の10月1日から10月25日までとし、短大の場合は入学の手続き期間とする。ただし、社会福祉学科社会福祉専攻で保育士免許を取得しようとする者の保育士に関する学外実習経費は、2年次の前期履修登録期間とする。

3 規則第10条の規定は学外実習経費に適用しない。

## (督促及び延滞金)

第4条 督促及び延滞金については、静岡県公立大学法人の債権の督促等に関する取扱細則第2条及び第3条の規定を準用する。

## (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、学外実習経費の納付等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、令和8年4月21日から施行し、令和9年4月1日以降、入学する者に適用する。

## 別表1(第3条関係)

資格等	納付する学年	各学年における納付の額(円)	納付の額(円)
薬剤師	1～6年	57,000	342,000
臨床検査技師	3年	76,000	76,000
管理栄養士	1年	12,000	12,000
臨床栄養師 (研修3ヶ月)	1年	90,000	90,000
臨床栄養師 (研修6ヶ月)	1、2年	90,000	180,000
看護師	1年	28,000	28,000
保健師	3年	4,000	4,000
助産師	1、2年	47,000	94,000

別表 2 (第 3 条関係)

資格等	納付の額(円)
歯科衛生士	32,000
社会福祉士	18,000
介護福祉士	36,000
保育士	22,000
幼稚園教諭二種	13,000